# 環境用水の導水と定着過程における 資源管理のあり方に関する研究

#### 松優男

環境計画学専攻

#### 1. 研究の目的

近年、都市水路・下水路・農業水路などで環境用水を創出する取り組みが進展している。2007年10月には「亀田郷(新潟県新潟市)」において環境用水の水利使用が許可され、環境用水の水利権取得第1号となった。環境用水の制度化は、宮城県を流れる取手川の支川である広瀬川から取水している農業水路「六郷堀・七郷堀(宮城県仙台市)」に環境用水を導水したのが発端で、2005年1月に成立した。これを契機に、2006年3月20日に国土交通省から「環境用水に係る水利使用許可の取扱い基準の策定」(国土交通省河川局、2006)が発表された。

これまでの環境用水の水利権取得は全国で5事例 あるが、環境用水の成立の経緯、導入成功の要因を 実態調査に基づく分析から明らかにした研究は見当 たらない。そこで、本研究では、環境用水の水利権 を取得した事例と、環境用水の水利権は取得してい ないが実質的には環境用水として機能している事例 を対象として、環境用水が成立する経緯や導水の過 程、その後の維持管理体制の再編などの環境用水の 定着過程の実態を比較・分析し、資源管理の観点か ら環境用水が成立する条件を明らかにしていく。さ らに、これまで、かんがい用水が利水の主体であっ た地域において、市街化、混住化が進み、環境用水 の重要性が高まりつつあるなかで、かんがい用水の 管理主体である土地改良区がこれに関与し得る範囲 と環境用水の導入と定着過程で果たし得る機能につ いて実証的に解明する。これらを通じて、河川水利 の変革過程において環境用水が果たす役割と、その 維持管理における資源管理上の課題を明らかにす る。

#### 2. 環境用水の定義

2006年3月に国土交通省が示した基準では、環境用水とは、「水質、親水空間、修景等生活環境または自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水」と定義している。

一方、環境省は、環境用水を「水質の改善、良好な景観や親水、レクリエーション空間の保全・創出、動植物の生息・生育環境の保全等のために使用される水」と定義した(環境省水・大気環境局水環境課、2007)。表現に差異はあるが、概ね国土交通省が規定した環境用水の定義に近い内容となっている。

国土交通省の環境用水という用語に対し、農林水産省では、これまで地域用水という用語が用いられてきた。農林水産省は、地域用水を「かんがい用水およびこれと一体的に利用される用水」と規定しており、かんがい用水のうち、かんがい以外の用途に供される用水を地域用水とよんでいる(農林水産省構造改善局,1993)。地域用水の中に環境用水が含まれ、環境用水は、生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水(水質改善、親水空間形成、修景、生態系保全等)としている(農林水産省農村振興局整備部水資源課(2009))。

環境用水には、多様な水源をのもとで利用され水 利権を取得していないが環境用水としての機能を果 たす用水「広義の環境用水」と、国土交通省の通達 によって水利権を取得した環境用水「狭義の環境用 水」がある(秋山, 2012)。

#### 3. 先行事例にみる環境用水の成立要因

本研究では、環境用水の水利権を取得した4事例をとりあげて、具体的に成立過程を分析することとした。その際、「広義の環境用水」を実現させている代表的な2つの地域と地域用水の水利権を取得(本研究でいう広義の環境用水とみなし得る)した2地域をとりあげ、狭義の環境用水と広義の環境用水の比較を通じて、環境用水成立の要因をより広い文脈(水利権の有無にかかわらず一般的に環境用水が成立する条件)で考察した。

表1に示す調査対象地域において現地踏査とヒアリング調査を実施した。ヒアリング項目は、環境用水創出の経緯、対象とする水路の水環境、環境用水 導入にあたっての調査事業、水利権、維持管理、導入の効果である。

事例調査の結果から得られた環境用水の成立要因として考えられる事項を表 2 に示す。環境用水導入の過程に沿って、(A)地域の歴史・伝統、(B)環境用水を必要とした原因・動機、(C)導入に至る取り組み、(D)水路などの施設整備、(E)維持管理、の5つの段階に整理すると、環境用水導入の成立要因は、次の14の項目にまとめることができた。①歴史・実績、②水と人とのかかわり、③直接的な要因、④地域住民・市民の声、⑤政策目的、⑥関係機関の連携、⑦試験通水、⑧事業による支援、⑨環境計画、⑩条例、①水路整備、⑫管理主体、⑬管理費

### 用, ⑭利活用である。

表2で、成立要因としてあげた14項目のうち、調査対象8地区のマス目がすべて埋まっているのは、③直接的な要因、⑥関係機関の連携、⑫管理主体、⑬管理 費、の4項目である。このうち、管理主体と管理費用は、環境用水の導入に不可欠な要素であろう。関係機関の連携は、不可欠とはいえないにしても、導入に当たって相当重要な要素となっていることがわかる。したがって、今後、環境用水の導入を図る地域では、これら3項目への備えを必要としているといって良いであろう。

#### 表 1 調査対象地域の概要

番号	地域名	目的	水利権	水 路	水 源	地 域 特 性
1				農業用水		市街地
	六鄉堀·七鄉	景 観	権取得済	路	(一級河川広瀬	
	堀	V7 /I.	700 Att CD -11. Til		JII )	+n + >r +n
2	新潟市					都市近郊
	亀田郷		権取得済	路		の農村地
_		保全	ᄪᄨᇚᆚᅿᆌ	# # = =	川) 三 U -k /# #- U	域典共业社
3			環境用水水利		河川水(雄物川	晨 村 地 璵
	市場を基皮	保全	権取得済		水 系 一 級 河 川 川 口 川 )	
-	堀板地区	نام الد الح	ᄪᄨᄪᆉᆉᆁ			士 独 地 / 長
4					河川水(阿賀野	市街地(城 下町)
	若 松 市 戸ノロ 堰	景 観	権取得済		川 水 系 一 級 河 川 日 橋 川 )	[ [ [ ]
5		浄化・				市街地
3	川崎川 二ヶ領用水		維持用水)	华用河川	河 川 小 ( 一 級 河 川 多 摩	ID 1±1 JU
	一ヶ頃用小	泉 戦	雅 行 用 小 /		川)	
6	金沢市	かんが	慣 行 水 利 権(か			市街地(城
"			んがい用水)		一級河川犀	下町)
	#X 万 而 小	V. 111 VI	70 /3·0·/ <sub>13</sub> / <sub>1</sub> ( )		川)	1· mj /
7	滋賀県彦根	地域用	地域用水水利	農業用水		農村地域
'	市		権取得済		一級河川宇曽	AS 11 75 794
	稲枝東地区	('`	DE 30 10 07			
8	滋賀県近江	地域	地域用水(雑	農業用水		農村地域
	八幡市小田	用水	用水)水利権		一級河川日野	
	町新堂の樋	/,	取得済			
	F - 101 17 1/4		100 10 001	·	F	l

#### 表 2 環境用水導入の成立要因

	表2環境用水導入の成立要因								
	カ 項目 環境用水水利料 類 仙台市六郷 新潟市亀田							地域用水水利権の取得	
親		仙 台 市 六 郷 堀 · 七 郷 堀	新 潟 市 亀 田 郷	大 仙 市 堀 板 地 区	会 津 若 松 市 戸ノロ 堰	川 崎 市 二 ヶ 領 用 水	金 沢 市 鞍 月 用 水	寺 井 湯 井 堰	新堂の樋
歴史・伝	①歴史・ 実績	1600~1700 年 頃の歴史ある 用水路	鳥屋野潟浄 化事業の取組 実績		1611 年完 成の歴史あ る用水路	1811 年完 成の歴史あ る用水路	外堀として機 能していた歴 史ある用水路	慣 行 水 利 届 出 書 に 記 載 あり	江戸時代から 存在 慣行水利届 出書に記載あ り
統	②水と 人とのか かわり	清流条例第 1 号「広を瀬川の 清流ができた地 域特性				ニヶ領 用 水 の再 生 を 考 える会 の 活 動	用的景要と意物を造物で、市とので、東大学観点の文本ので、市の文、市ので、東大のので、東大のので、東大のので、東大のので、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東大のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のいいでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のいは、東京のいはないがでは、東京のいくはいいいいは、東京のいくはいいいいがでは、東京のいいでは、東京のでは、東にはいいいがでは、東にはいいいがではいいいがでは、東にはいいいいがでは、東にはいいいがでは、東にはいいでは、東にはいいでは、東にはいいいがでは、東にはいいがでは、東にはいいでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のではないがではないがでは、東のでは、東のではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないが		NPO が環境教育などの活動 を展開
原因·動機	③直接 的な要 因	悪臭発生、水質の悪化	水質の悪化	絶滅危惧種 の発見	濠の水質の 悪化・・ 田の水 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	冬期の水量の減少	水路景観の保全	同一施設から取水する かんがい用 水の法定化	堰 が決 壊 し、 集 落 内 の 水 路 に 水 の 流 れ な くなった
	④地域 住民・市 民の声	地域住民から の要望 土地改良区か らの要望	土地改良区一 自治連舎、 よの提案、 土地改良区の 活動			地域住民から望 県、市から の要望	経済同友会 から用水の保 全の提言		陳情書の提出、署名活動 が実施されて いる
	⑤政策 目的			ほ場整備事業 による環境との 調和への配慮	鶴薬光て街景ない。として、いるでは、いかでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、い		伝統 的 都 市 景 観 の保 全		
導入に	⑥関係 機関の 連携	協議会の立ち上げ	協議会の立ち上げ	農 業農 村整 備事業に係る 生態系 保全 検討協議会	市と土 地 改 良 区 の 連 携	市と旧建設 省工事事 務所による 検討会	暗渠を開渠に する際の市と 土地改良区 の連携	県、市、土 地改良区の 連携	自治会と NPO との連携
· 至 る	⑦試 験 通 水	通水 試験による効果の確認	通水試験による効果の確認						
取り組み	<ul><li>⑧事業による支援</li></ul>	補助事業(都市化地域水環境改善実証事業)の支援	補助事業(都 市北地・ 環境・ ま 証事業)の支援	圃場整備に よる環境配 慮対策の実 施				ほ場整備事 業による申 請書の作成	施設の整備は 河川改修にあ わせて県が整 備
	⑨環境 計画	環境計画等への位置づけ	鳥屋野潟の水 質保全目標を 環境計画に位 置づけ	秋田県「水と緑の基本計画」に位置づけ			市総合計画、 環境基本計 画への位置づ け		
	⑪条例						用 水 保 全 条 例 制 定		
施設整備	⑪水 路 整 備		地域用水機 能増進事業に よる水路整備	圃場整備に よる生態系 保全水路の 設置		ふるさとの 川 整 備 業 による河 川 整 備	地域用水機 能増進事業 による水路の 開渠化		
維持	⑪管理 主体	環境用水は市が管理を担当	土 地 改 良 区 が 維 持 管 理 を担 当	土地改良区 が維持管理 を担当	環境用水は 市が管理を 担当	市が管理を 担当(市管 理の河川)	市街地部分 は市が管理を 担当	寺 井 湯 水 利 組 合 が 存 在 する	自治体が管理 を担当
理	①管理 費	環境用水は市 が維持管理費 を負担	国、県、市が 維 持管 理 費 を 負 担	土地改良区 が維持管理 を負担	環境用水は 市が維持管 理費を負担	市が維持管 理費を負担 (市管理の 河川)	市街地部分 は市が管理 費を負担	水 利 組 合 が 管 理 費 を 負 担	県 が 15 年 分 を 負 担
	⑭利活 用	市民の維持管理への参加、市民によるイベント等の開催		地域環境検討 委員会による 活動(草刈り、 観察会等)				水路に花を 飾り、生き 物 観察 会を 実施	「めだかの学校」が、環境学習に活用

#### 4. 水資源量から見た環境用水

流域における水資源量に対する環境用水量の割合 についての評価と、環境用水水利権の新たな取得事 例が見られない要因に対する水資源面から考察した。

評価対象とする地域は、水源となる河川の流況や河川維持流量などが公表されている仙台市六郷堀・七郷堀、新潟市亀田郷、川崎市二ヶ領用水、山形県酒田市小牧川とした。

調査事例地域の環境用水は、目的が異なり、水量は 0.3 ~ 2.15 m³/s とかなりの幅があった。受益面積あたりの環境用水量は、0.020 ~ 0.226 m³·/s /km² であった(表 3)。受益面積は、環境用水の通水水路を対象として面的な広がりについては水路網図をもとに、ヒアリング結果を踏まえ筆者が設定した。低水流量から河川維持流量と下流側の既得利水量を引いた水量に対する環境用水量の割合は、0.4 ~

以上のことから、低水流量から河川維持流量や既 得利水を差し引いた水量に対する環境用水量の割合 は河川によっては高い値を示しており、こうした河 川では環境用水量の確保が容易ではない。

58.3%の値であった(表 4)。

		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
地域名	取水 河川名	環境用水量 (m³/s)	受 益 面 積(km²)	受益面積当た り環境用水量 (m <sup>3</sup> ·/s /km <sup>2</sup> )
六郷堀・七郷堀	広瀬川	0.30	15.0	0.020
亀田郷	信濃川	2.15 (最大)	9.5	0.226
二ヶ領用水	多摩川	1.40	9.0	0.156
酒田市小牧川	最上川	0.30	1.4	0.214

表 3 各地の環境用水量の対比

表 4 低水流量に対する環境用水量の割合

地区名	環境 用水量 (m³/s)	低水 流量 (m³/s)	低水流量一 河川維持流 量一既得水 利量(m³/s)	環境用水量/ (低水流量-河 川維持流量- 既得水利量)
六郷堀· 七郷堀	0.30	3.6	1.6~1.1	18.8~27.5%
亀 田 郷 西部	2.15 (最大)	300.0	23.2	9.3%
ニヶ領 用水	1.40	12.1	2.4	58.3%
酒 田 市 小牧川	0.30	160.6	70.4	0.4%

# 5. 環境用水導入の可能性とその地域的条件 -野洲川土地改良区における冬期用水の 導水を事例として

本章では、非かんがい期(冬期)に地域用水の配水計画を策定し、試験通水を行った滋賀県野洲川土地改良区の地域用水機能増進事業を対象とし、機能としての環境用水(広義の環境用水)を成立させた過程とその要因を明らかにし、環境用水導入の成立要因を比較分析し、野洲川土地改良区の事例がもつ一般的な意義を考察する。

調査は、研究課題に関連する文献や資料の収集に加え、野洲川土地改良区、守山市の関係部局、守山市で水環境保全に取組む NPO 法人びわこ豊穣の郷、野洲川土地改良区の受益範囲の地元(水利委員、自治会等)を対象としヒアリングを実施した。

野洲川土地改良区における非かんがい期の試験通水が成功した要因を、調査結果から抽出すると、(1)地域のニーズ、(2)関係機関との連携、(3)幹線水路の改修、(4)雨水幹線の整備、(5)配水ルート・運用ルールの明確化、(6)担当者の熱心な取組み、があげられる。

野洲川土地改良区による冬期通水の試みは、14 項目の環境用水の成立要因のうち、③管理費用を除く大半をカバーするものであった。都市化が進行している地域では、農業者が管理してきた地域用水を環境用水として捉え、継続的に地域の水として利活用されることが望まれているが、野洲川土地改良区の事例は、それを実践していくうえで貴重な示唆をあたえるものとなっている。以下にその具体的な内容を示す。

- ①野洲川土地改良区が冬期にもっている水利権(水 路維持用水)を、受益地域全体に配水できるよう な手だてを講じて実行に移した。これは、農業用 水のなかで地域用水とされているものであるが、 実際の機能は環境用水のそれと同じなので、既存 の農業用水管理のなかで環境用水の導入を実現で きる根拠を提示することになった。
- ②受益地域の各集落では農家数が相当に減少し、非農家の数が増大しているが、野洲川土地改良区が冬期に地域用水を流すことについて、地元の農家や非農家からは特に異論はでていない。これについては、土地改良区自身が地元から異論がでないよう慎重な配慮(通水試験や地元での説明会の開催など)をしてきたという背景がある。
- ③地元の NPO は、ホタルの再生に向けて従来から 冬期の通水を希望していたが、土地改良区による 通水は NPO の希望に合致するものであった。こ のことは、今後、冬期通水の維持管理について土 地改良区や農家以外の主体が関与し得る可能性を 示している。
- ④守山市内では、非かんがい期において、従来、農家が担当してきた農業用水路の管理を地元の自治会に移し、非農家を中心とした自治会活動の中で水路の維持管理を行うという事例が発生している。今後、各地で環境用水の導入を計画する際に、水路の維持管理体制をいかに構築するかという課題が発生してくるが、この事例はその課題解決に向けて具体的な手がかりを提示している。

#### 6. 結論

環境用水水利権を取得した4事例および、広義の環境用水を成立させていたといえる4事例を対象に、現地調査を実施し、環境用水導入の成立要因として、14の項目にまとめた。特に、直接的な要因、関係機関の連携、管理主体、管理費が、環境用水の導入にあたって重要な要素であることが示唆された。

流域における水資源量に対する環境用水量の割合について考察した結果、低水流量から河川維持流量や既得利水を差し引いた水量に対する環境用水量の割合は河川によっては高い値を示しており、こうした河川では環境用水量の確保が容易ではない。しかし、河川の特性や環境用水の利用形態によって異なるが、環境用水は既得利水との水利の再配分の検討によって見出すことができる可能性がある。さらに、河川の流況によっては豊水水利の積極的な利用も検討すべきであろう。

野洲川土地改良区の受益範囲のうち、都市化の進行が著しい守山市域を対象に、非農家や自治会、環境 NPO、農家、土地改良区、市行政それぞれの位置と役割を確認しつつ、環境用水の導入を成立させた条件を解明した。さらに、土地改良区が地域用水を環境用水と捉え継続的に利活用していく上での示唆を得た。

今後の課題を以下に示す。第1に、環境用水の導入を試みたが実現できなかったという事例が存在している。なぜ実現できなかったのかを分析することによって、環境用水の導入する際の条件を立体的に明らかにすることができる。第2に、既往の環境用水は、生物多様性保全を目的としたものは少数であった。今後、このテーマに関わる環境用水の事例が発生した場合には、その分析を進めて実態を明らかにことである。第3に、環境用水の成立後の維持管理段階で発生する問題についての分析である。環境用水が持続していくための条件を明らかにすることは、本研究に続く次の段階の課題となる。

## 〈引用文献〉

秋山道雄(2012) 環境用水の成立と展開方向、秋山 道雄・澤井健二・三野徹編「環境用水 – その成立 条件と持続可能性」(技報堂出版), 4-5.

環境省水・大気環境局水環境課(2007)『「環境用水の導入」事例集~魅力ある身近な水環境づくりにむけて~』, p. Ⅲ, http://www.env.go.jp/water/junkan/case2/index.html(確認日:2014/8/17). 国土交通省河川局(2006) 地域の水環境の改善を目 指した「まちの清流」の再生(環境用水に係る水 利使用許可の取扱い基準の策定).

http://www.mlit.go.jp/river/jirei/kankyoyosui/1\_kisya.html (確認日:2010/9/20)

農林水産省構造改善局(1993) 土地改良事業計画設計基準計画農業用水(水田), 1-2.

農林水産省農村振興局整備部水資源課(2009)農業 水利施設を利用した環境用水の水利権取得に関す る手引き、4.

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kankyo\_yousui/tebiki.html (確認日:2014/8/17).